

○大田区における消火器の管理及び運営要領

昭和55年4月1日

施行

改正 平成18年4月1日

改正 令和7年2月17日

第1 目的

この要領は、区が地域に設置した消火器（以下「区消火器」という）の管理及び運営並びに出火時に使用した民間所有消火器の薬剤補充に関して、大田区地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものである。

第2 維持管理

- 1 区消火器の通常の維持管理は、区が自治（町）会及び住民の協力を得て行うものとする。
- 2 区消火器の法令に定める点検及び検査は、区が業者に委託して行うものとする。

第3 取扱訓練

区は、区消火器が出火時に常に効果的に使用できるよう、消防機関等の協力を得て、区民等に対しその扱いについて訓練を行うものとする。

なお、訓練の対象は、原則として自治（町）会とする。

第4 使用薬剤等の経費負担

区は、区消火器またはその格納箱等が盗難、破損又は事故によるもので、その加害者が判明している場合を除き、次に掲げる場合の消火器の使用薬剤等に要する経費を負担するものとする。

1 民間所有消火器

区民等が、出火時に個人で所有する消火器又は自治（町）会で地域に設置している消火器及び消防法令により設置が義務付けられている防火対象物（店舗・共同住宅・事務所等）が所有する消火器を使用した場合の薬剤補充経費。なお、発生した火災の消火義務のある者が所有又は管理する消火器や、区で補充可能な規格以外の消火器は薬剤補充の対象外とする。

2 区消火器

- (1) 区民等が出火時に区消火器を使用した場合の薬剤補充経費。
- (2) 消火器取扱訓練及びいたずらにより使用された区消火器の薬剤補充経費。
- (3) 区消火器又はその格納箱等が、盗難、破損又は事故にあい、もしくは耐用年数の経過等により、取替え又は移設する必要がある場合のそれに要する経費。

第5 事実の確認

前項の出火時に使用した消火器の事実の確認は、当該事実の発生地域を管轄する消防署が行い、それを当該消防署から区へ通報を受けることによってこれにかえる。

第6 帳簿諸票

区は区消火器の設置一覧表を作成し、常に設置場所及び保管の状況を明らかにしておくとともに、次の事由に該当した場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- 1 消火器（区消火器以外のものを含む）が火災時に使用された場合、又は区消火器がいたずらにより使用された場合。
- 2 区消火器が盗難（火災により使用不能となったものを含む）にあった場合。
- 3 区消火器格納箱が破損（腐食を含む）した場合。
- 4 区消火器が消火訓練で使用された場合。
- 5 塀等の改築、その他の理由により区消火器を移設する場合。

第7 その他

この実施細目については、別に定める。

付 則

昭和55年4月1日より適用

付 則（平成18年4月1日）
平成18年4月1日改正
付 則（令和7年2月17日）
令和7年2月17日改正